別表六の二（十）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の14第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第２項若しくは第３項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「各連結法人における計算」の「前期繰越分」の各欄及び「各連結法人における繰越税額控除限度超過額の内訳」の各欄は、当該連結法人の当該連結事業年度が平成28年４月１日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載すること。

3　「法人税額の特別控除額の個別帰属額 ⑾又は（⑾＋⑲） ⑳」及び「法人税額の特別控除額の合計額 ㉘又は（㉘＋㊲） ㊳」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成28年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（⑾＋⑲）」及び「又は（㉘＋㊲）」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「⑾又は」及び「㉘又は」を消すこと。

別表六の二㈠から別表六の二㈩までを削る。

別表六の二㈠付表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第68条の14第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同表を別表六の二㈩付表とし、同表の次に次の１表を加える。